破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２１号
千葉県八千代市大和田78番地の14
債務者　有限会社清武土木
代表者代表取締役　清水　　武
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　徹
4　破産債権の届出期間　平成28年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午後４時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８７号
千葉県市川市国府台６丁目１番３―204号
債務者　株式会社グライド
代表者代表取締役　岩間　好光
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　　篤
4　破産債権の届出期間　平成28年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
岩手県一関市赤荻字鶴巻173番地１
債務者　有限会社ウォーク
代表者代表取締役　阿部　孝夫
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊本　賢吾
4　破産債権の届出期間　平成28年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午後２時
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１１６２号
千葉市若葉区小倉台３丁目25番１号
債務者　日新緑化株式会社
代表者代表取締役　保坂　真治
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　一成
4　破産債権の届出期間　平成28年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
群馬県高崎市棟高町871番地６、商業登記簿上の本店所在地群馬県前橋市総社町総社1114番地１
債務者　有限会社シンセイ食品
代表者取締役　天井三喜男
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　力丸
4　破産債権の届出期間　平成28年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前10時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８号
千葉県館山市薗1080番地の２
債務者　小笠原運送有限会社
代表者代表取締役　小笠原茂昭
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知也
4　破産債権の届出期間　平成28年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時30分
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第２８号
金沢市元町１丁目４番１号
債務者　有限会社コイワ
代表者取締役　小岩　秀次
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　明士
4　破産債権の届出期間　平成28年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午前10時45分
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５６号
岐阜市大福町３丁目12番地
債務者　株式会社プロメッサ
代表者代表取締役　則武　光浩
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　　拓
4　破産債権の届出期間　平成28年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前10時30分
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６号
北海道帯広市西二十五条南３丁目47番地７
債務者　有限会社エヌ・ティ・エイチ・中山鉄筋
代表者代表取締役　中山　一茂
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　　亮
4　破産債権の届出期間　平成28年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５１号
広島市西区商工センター７丁目５番５号
債務者　山陽印刷株式会社
代表者代表取締役　吉本　　順
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田森　智
4　破産債権の届出期間　平成28年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８号
静岡県賀茂郡松崎町岩科北側62番地の２
債務者　株式会社小泉商店
代表者代表取締役　小泉　邦夫
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午後１時30分
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１７号
和歌山市中之島1109番地
債務者　有限会社五西月ホーム
特別代理人弁護士　長井　健一
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　ゆう
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午後１時35分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４４号
京都市上京区御前通り上ノ下立売上ル西入ル川瀬町584―17
債務者　株式会社広建
代表者代表取締役　渡邊　　秩
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　信子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前11時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
兵庫県尼崎市塚口町４丁目17番地の３
債務者　株式会社アオヤマ
代表者代表取締役　青山　勝則
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前10時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
沖縄県宮古島市平良字西里1013番地１
債務者　株式会社エコ住宅
代表者代表取締役　喜友名朝則
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊志嶺公一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午後２時
那覇地方裁判所平良支部